

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善については、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

国において、令和元年10月からの消費税アップに伴う介護報酬改定において、介護職員等のさらなる処遇改善を行うこととなり、従来の「処遇改善加算」とは別に、新たに「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、10月から算定されることとなりました。当法人についても、加算算定を行い、「介護職員等特定処遇改善計画書」を県に提出したところです。

この加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- 1 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること。
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- 3 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容
～（別紙のとおり）

（参考）

令和元年度については、10月利用料申請分から適用されるため、2か月後の12月からの収入となり、12月から3月までの4か月間の収入となりましたが、10月から3月までの6か月分を支給しました。それに伴う介護報酬収入と人件費を12月開催の理事会・評議員会に予算計上するとともに、「正職員給与規程」及び「パートタイマー職員就業規則」を改正しました。

令和2年度からは、一時金として9月と3月に支給することとなります。

また、従来の「処遇改善加算」は、介護職員のみにも適用されていましたが、今回の新たな「介護職員等特定処遇改善加算」は、看護師・介護支援専門員を含めた事務系職員等にも適用されることとなり、これを配分してもよいことになりました。しかし、計画上の制約があり、「Cグループ」の事務系職員は、計画上の申請はせず、「処遇改善手当」と同様に、介護職員との格差解消のため、本制度のルールに準じて、法人独自の財源により支給することとしました。

・支給内訳

A：半年当たり140,000円（約15名）～リーダーを中心に経験者

B：半年当たり70,000円（約34名）～A以外の介護職員

（フルパート職員含む）

パート 35,000円（約4名）～短時間勤務の介護職員

C：半年当たり35,000円（約12名）～事務系職

パート 17,500円（約3名）～短時間勤務の事務系職員